

平成31年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	1		府省庁名	法務省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 (軽油引取税)			
要望項目名	弁護士及び外国法事務弁護士を社員とする共同法人制度の創設に伴う所要の整備			
要望内容 (概要)	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>「外国法事務弁護士制度に係る検討会」において平成28年7月に取りまとめられた報告書及び「国際仲裁の活性化に向けた関係府省連絡会議」が平成30年4月に取りまとめた「国際仲裁の活性化に向けて考えられる施策」において「国際・国内を問わずワンストップで関与することのできる、日本弁護士と外国法事務弁護士の共同法人の設立を可能とする制度の速やかな実現に向けた検討」とされたことを受け、弁護士と外国法事務弁護士とを社員とする共同法人制度の創設に伴い、地方税法の所要の措置を講ずる。</p> <p>・ 特例措置の内容</p>			
関係条文	<p>○地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号） （総務省の職員の法人の事業税に関する調査の事前通知等）</p> <p>第七十二条の四十九の六 総務大臣は、総務省指定職員に前条第一項第一号に掲げる者（以下この条から第七十二条の四十九の八までにおいて「納税義務者」という。）に対し実地の調査において前条の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求（以下この条及び第七十二条の四十九の八において「質問検査等」という。）を行わせる場合には、あらかじめ、当該納税義務者（当該納税義務者について税務代理人（税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第三十条（同法第四十八条の十六において準用する場合を含む。）の書面を提出している税理士若しくは同法第四十八条の二に規定する税理士法人又は同法第五十一条第一項の規定による通知をした弁護士若しくは同条第三項の規定による通知をした弁護士法人をいう。以下この款及び次款において同じ。）がある場合には、当該税務代理人を含む。）に対し、その旨及び次に掲げる事項を通知するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 質問検査等を行う実地の調査（以下この条において単に「調査」という。）を開始する日時 二 調査を行う場所 三 調査の目的 四 法人の行う事業に対する事業税に関する調査である旨 五 調査の対象となる期間 六 調査の対象となる帳簿書類その他の物件 七 その他調査の適正かつ円滑な実施に必要なものとして政令で定める事項 <p>2～5（略）</p> <p>（総務省の職員の軽油引取税に関する調査の事前通知等）</p> <p>第一百四十四条の三十八の二 総務大臣は、軽油引取税の徴収について適正な運営を図るため必要があると認める場合においては、その指定する職員（以下この条から第一百四十四条の三十九までにおいて「総務省指定職員」という。）をして、次に掲げる者に質問させ、又はこれらの者の事業に関する帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めさせることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 元売業者又は元売業者の指定の申請を行つた者その他第一百四十四条の七第一項各号に該当すると認められる者 二 前号の者から軽油その他の石油製品の引取りを行う者 <p>2～5（略）</p> <p>（総務省の職員の固定資産税に関する調査の事前通知等）</p> <p>第三百九十六条の二 総務大臣は、総務省指定職員に前条第一項第一号に掲げる者（以下この条から第三百</p>			

	<p>九十六条の四までにおいて「納税義務者」という。) に対し実地の調査において前条の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求（以下この条及び第三百九十六条の四において「質問検査等」という。）を行わせる場合には、あらかじめ、当該納税義務者（当該納税義務者について税務代理人（税理士法第三十条（同法第四十八条の十六において準用する場合を含む。）の書面を提出している税理士若しくは同法第四十八条の二に規定する税理士法人又は同法第五十一条第一項の規定による通知をした弁護士若しくは同条第三項の規定による通知をした弁護士法人をいう。以下この款において同じ。）がある場合には、当該税務代理人を含む。）に対し、その旨及び次に掲げる事項を通知するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 質問検査等を行う実地の調査（以下この条において単に「調査」という。）を開始する日時 二 調査を行う場所 三 調査の目的 四 固定資産税に関する調査である旨 五 調査の対象となる期間 六 調査の対象となる帳簿書類その他の物件 七 その他調査の適正かつ円滑な実施に必要なものとして政令で定める事項 <p>2～5 （略）</p>
<p>減収 見込額</p>	<p>[初年度] () [平年度] () [改正増減収額] (単位：百万円)</p>
<p>要望理由</p>	<p>(1) 政策目的 法律事務の国際化、専門化及び複雑多様化によりの確に対応し、渉外的法律関係の一層の安定を図る等のため、弁護士及び外国法事務弁護士を社員とする共同法人制度を創設する必要がある。</p> <p>(2) 施策の必要性 国際仲裁の活性化に向けた関係府省連絡会議が平成30年4月に取りまとめた「国際仲裁の活性化に向けて考えられる施策」において、日本弁護士と外国法事務弁護士の共同法人の設立を可能とする制度の速やかな実現の検討が求められていることから、上記共同法人制度を速やかに実現する必要がある。その場合、上記共同法人が行う税理士業務を行うに当たっての規定を整備する必要がある。</p>
<p>本要望に対応する 縮減案</p>	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	
	政策の達成目標	
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	
	同上の期間中の達成目標	
	政策目標の達成状況	
有効性	要望の措置の適用見込み	
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	
	予算上の措置等の要求内容及び金額	
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
	要望の措置の妥当性	

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	
<p>前回要望時の達成目標</p>	
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	
<p>これまでの要望経緯</p>	
<p>ページ</p>	<p>—</p>